

持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（甘味資源作物等支援事業を除く）

公募要領

第1 総則

持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち、第2の公募対象事業に係る公募の実施については、この要領に定める。

なお、この公募は令和7年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更があり得ることに留意すること。

第2 公募対象事業

この公募で募集する事業は、次に掲げる1及び2の事業とし、各事業の事業内容、事業実施主体等はそれぞれ別添1及び別添2に定めるとおりとする。

- 1 全国的な支援体制の整備事業（別添1。以下「全国推進事業」という。）
- 2 地域の生産体制強化・需要創出事業（別添2。以下「地区事業」という。）

第3 事業実施手続

応募者は、全国推進事業においては別添1、地区事業においては別添2の別記様式により事業実施計画書等の申請書類を作成し、別掲の提出先に提出するものとする。

第4 申請書類等の提出期限等

1 提出期限

提出期限は、公示のとおりとする。

2 提出先及び問合せ先

提出先及び問合せ先は、別掲のとおりとする。

ただし、受付時間は、土・日・祝日を除く日の10時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）とする。

なお、電子メール及びFAXによる問合せは、不可とする。

3 提出部数

郵送等（郵送、バイク便を含む宅配便。以下同じ。）の場合は、各2部。

第5 申請書類の提出に当たっての注意事項

- 1 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。
- 2 申請書類の提出は、原則として、郵送等又は電子メールによるものとする。なお、FAXによる提出は不可とする。
- 3 申請書類を郵送等する場合は、封筒等の表に「持続的生産強化対策事業（茶・薬用作物等〇〇事業）申請書類在中」（〇〇は全国推進又は地区）と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって提出するもの

とする。

- 4 申請書類を電子メールにより提出する場合は、別掲の問合せ先に送付先メールアドレスを確認の上、件名を「持続的生産強化対策事業（茶・薬用作物等〇〇事業）の申請書類（応募者名）」（〇〇は全国推進又は地区）とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載するものとする。添付するファイルは圧縮せず、1メール当たり7Mb以下とする。複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」とする。また、提出先はメール受信後、翌日（土・日・祝日を除く。）の17時まで（提出期限日は当日の17時30分まで）にメール受信した旨を送信者にメールで返信する。受信のメールが届かない場合には、別掲の問合せ先に連絡するものとする。
- 5 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差し替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却しない。
- 6 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合は、審査対象としない。
- 7 申請書類は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出すること。
- 8 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しない。
- 9 審査に当たり、申請書類の提出先から応募者に提案内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合がある。また、必要に応じて公募申請書に関するヒアリングを行うことがある。

第6 事業実施主体の選定方法等

1 審査方法

事業実施主体の選定に当たっては、農林水産省農産局又は地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）において、応募者から提出された申請書類を審査し、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が設置する選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標が妥当であるか等について諮るものとする。

2 審査等の観点

事業実施計画、申請経費及び事業実施主体の妥当性について、別添3の審査基準に照らし審査するものとする。

3 審査結果の通知

選定審査委員会による審査の結果について、審査終了後、速やかに申請を受けた者から応募者に対して通知する。

なお、審査結果の通知は、補助金交付候補者の合否についてお知らせするものであり、補助金の交付は、別途定める必要な手続を経て正式に決定される。

また、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることとする。

- 4 補助金交付候補者に選定された応募者は、選定審査委員会による指摘等により

指摘等を反映した申請書類を提出する場合及び農産局長又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）から事業実施計画の提出を求められた場合を除き、事業実施計画について農産局長又は地方農政局長の求めに応じて所要の調整を了したものとする。

5 審査内容の非公開等

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

また、委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられている。

なお、補助金交付候補者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する問合せには応じないものとする。

第7 交付決定に必要な手続等

補助金等交付候補者は、農林水産省の指示に従い速やかに、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を、全国推進事業に当たっては農産局長に、地区事業に当たっては地方農政局長に提出することとする。申請書等を事業担当課等において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出する。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがある。

第8 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、他の国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、当該国からの補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

第9 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）に当たっては、次に留意するものとする。

- （1）事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農

林省令第18号。以下「交付規則」という。)等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めること。

- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、本要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産(以下「取得財産」という。)の所有権は、事業実施主体に帰属する。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次の制限がある。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないこと。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に交付決定者の承認を受けなければならないこと。

なお、交付決定者が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を農林水産省に納付することがあること。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。以下同じ。)が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合にお

いて、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

- (4) 本事業期間中及び当該事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、当該事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間に於いて事業成果の実用化等に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を農林水産省に納付することがある。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければならない。

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果について、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、事業成果の公開・普及に努めるものとする。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表してもらうことがある。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出するものとする。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできない。

7 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

8 事業実施に当たっての留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって以下に留意するものとする。

- (1) スマート農業、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

- (2) 農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

9 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による調査を行う場合がある。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することがある。

I 全国的な支援体制の整備事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 本事業は、地域特産作物の産地が抱える共通の課題解決に向け、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業の効果的・効率的で適切な実施を図るために行う以下の取組。このうち、(ア)の取組は必須とする。

(ア) 学識経験者、実需者、流通業者、農業団体等の本事業の推進に必要な有識者による検討会を開催して行う、事業全体の方針及び内容の検討

(イ) 進行管理及び成果の取りまとめ

(ウ) (ア) 及び (イ) の取組に係る情報発信等

イ 事前相談窓口の設置

地域特産作物の産地化を望む地域の課題や要望に一元的に対応する体制を確立するための事前相談窓口の設置

ウ 地域相談会等の実施

地域特産作物の販路の確保・拡大に向けて、産地サイドと実需者サイドの連携を図ることを目的として行う、生産状況や需要状況に関する情報の交換や共有等を行うマッチング（実需者サイドに地域特産物を供給することを希望する産地サイドと、産地サイドから地域特産物を購入することを希望する実需者サイドの双方に対し、相互に関する情報を提供することをいう。以下同じ。）や地域相談会等の実施

エ 栽培技術研修の実施

栽培指導者等を対象とした地域特産作物の産地形成や栽培技術指導体制の確立に資する研修の実施

オ 産地動向・栽培技術等の調査・分析等

地域特産作物に関する各産地の生産及び流通状況の把握や栽培技術の確立・普及等に必要な調査・分析等

カ 需要・消費動向等調査・検討の実施

地域特産作物に関する実需者や消費者のニーズ、需給動向等の調査・検討

キ 課題解決実証の実施

各産地の共通課題の解決のために行う以下の取組

(ア) 新たな作物や品種の導入

(イ) 栽培技術・加工技術の確立

(ウ) 農業機械等の開発・改良

(エ) 新商品の開発、試作品の商品性評価等の実証及び実証に必要な農業機械等のリースによる導入。なお、実証に当たっては、産地と連携して広範な波及効果を見込むなど効果的な技術実証となるように留意するものとする。

ク 需要拡大に資する取組の実施

需要拡大を目的として行う地域特産作物に関する普及・啓発、学校や消費地

のイベントへの日本茶インストラクター等の専門家の派遣、日本茶の新たなサプライチェーン参画事業者のリスト化と全国的な消費喚起策の企画・実施、地域特産作物の加工手法、調理手法並びに地域特産作物本体及び地域特産作物を加工又は調理した成果品に対する評価手法の検討・策定等

ケ 人材登録等の実施

地域特産作物に関する人材に係る以下の取組

- (ア) 地域特産作物の栽培・加工、流通等に関して卓越した技能を有する人材（以下「卓越技能人材」という。）の登録、表彰及び周知
- (イ) 卓越技能人材相互の意見交換会の開催
- (ウ) 地域特産作物の生産体制の強化等を目的として行う、栽培技術等に関するアドバイスをを行うことができる人材の全国への派遣

コ 情報発信ツールの構築

地域特産物に関する情報発信ツールの構築や契約栽培の促進のための情報発信。なお、（３）ア（ア）にかかわらず、複数の対象品目について一体的に行うことができるものとする。

サ 技術拠点農場の設置

薬用作物の省力化・安定化技術体系について、実需者と生産者の相互理解が深まるよう、産地における新たな生産技術等の導入に資する実証展示を行い省力化・安定化栽培技術体系を確立するための技術拠点農場の設置。

（２）対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるものをいう。以下同じ。）、いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにやく、パインアップル、その他の地域特産作物（ホップ、桑、繊維原料、油糧作物、染料作物、和紙原料作物等をいう。以下同じ。）とする。

（３）事業の実施基準

ア 事業の実施

- (ア) 事業実施主体は、課題解決に資する（１）アからサまでの事業内容を、（２）に掲げる対象品目ごとに、原則として下表のとおり実施することとする。

ただし、茶、こんにやく、パインアップルについて、他の事業内容を組み合わせて実施することが課題解決により効果的と認められる場合はこの限りではない。

なお、（１）アの検討会については必ず実施するものとする。

品 目	対象となる事業の取組内容
茶	(１) ア、ウ、オ、カ、キ、ク及びコ
いぐさ・畳表	(１) アからコまで
繭・生糸	(１) アからコまで
こんにやく	(１) ア及びウからコまで
薬用作物	(１) アからサまで
パインアップル	(１) ア、カ、キ、ク、ケ及びコ

(イ) 事業実施主体は、対象品目における産地の意見・意向を十分踏まえて事業を実施するものとする。

(ウ) (1) サの実施に当たり、実証の対象となる薬用作物について複数の実需者が(1)アの検討会に参画することを必須とする。

イ (1) キの課題解決実証の実施に当たり、実証地域の選定を行う際は、対象品目や産地の課題等を十分踏まえるとともに、効果的な取組となるよう、産地の行政や農業団体等の関係者を含めるものとする。また、効果的な技術実証となるよう、検討会において具体的な実証方法、評価方法、普及方法等を検討するものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体

ア 本事業の事業実施主体は以下のとおりとし、事業の事務手続を適正かつ効率的行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約を定めていること。

(ア) 公益社団法人

(イ) 公益財団法人

(ウ) 一般社団法人

(エ) 一般財団法人

(オ) 協同組合

(カ) 特定非営利活動法人

(キ) 独立行政法人

(ク) 協議会

イ 参考①「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（全国事業。以下別添1において「チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付申請書を提出する際、当該チェックシートを農産局長に提出すること。また、実績報告書を提出する際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、農産局長に提出すること。なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。事業実施主体が協議会の場合は、代表となる機関が提出すること。なお、チェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

「エネルギーの節減」

・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

「悪臭及び害虫の発生防止」

・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
「環境関係法令の遵守等」
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
等

（２）成果目標

５の成果目標の基準を満たしていること。

３ 補助対象経費

補助対象経費は別表のとおり。

（１） １（１）イからサまでの取組は、必要に応じて第三者（事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。）に委託することができるものとする。

（２） １（１）ア、ウ、カ、ケ及びコの取組については、備品費は除くものとする。

（３） 次の取組は、国の補助の対象としない。

ア 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費

ウ 販売促進のための、ポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費

エ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

オ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

４ 補助率

定額

５ 成果目標の設定

（１） 成果目標

１（１）イからサまでに定める事業の取組内容に応じ、次の成果目標の中から１つを選択するものとする。

ア 事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者等からの相談を 10 件以上受けること。

イ 産地サイドと実需者サイドとのマッチングの取組を3地域以上で実施すること。

ウ 1つ以上の地域特産作物又は品目について（薬用作物の場合は3品目以上について）、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を3地域以上で実施すること（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。

エ 1つ以上の地域特産作物又は品目について、3つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分析を実施すること。

オ 1つ以上の地域特産作物又は品目について、実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施すること。

カ 1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行われること。

キ 1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行われること。

ク 農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われること。

ケ 新商品の開発が1つ以上行われること。

コ 地域特産作物に関する普及・啓発に資する取組を3地域以上で実施すること。

サ 地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価手法を1以上策定すること。

シ 卓越技能人材が5人以上登録されていること。

ス 5地域以上における技術アドバイスをを行うこと（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。

セ 地域特産物に関する情報発信を1品目以上すること。

ソ 技術拠点農場を1農場以上設置すること。

（2）目標年度

成果目標の達成の目標年度については、事業実施年度とする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

（1）事業実施主体は、別記様式1号及び別記様式1号－1により事業実施計画を作成し、農産局長に提出するものとする。

（2）事業実施計画の重要な変更は、リースにより導入する農業機械又はリース利用者の変更とする。

2 事業実施手続

本公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画については、別途農産局長から提出を求められた場合を除き、本公募要領に基づき提出された申請書類をもって農産局長の求めに応じて所要の調整を了したものとする。

3 農業機械等のリース導入及び開発・改良に係る留意事項

（1）共通

ア リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第1の1（1）キに係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次の（ア）から（オ）までに掲げる農業機械等は対象から除くものとする。

（ア）トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コン

バイン

(イ) 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械等

(ウ) 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて 50 万円未満又は原則 400 万円以上の機械等（ただし、上限について農産局長が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。その場合、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。）

(エ) 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等

(オ) リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械等

イ リース又は開発・改良の条件

助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) リース導入に係る留意事項

ア リース契約の条件

リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 2により所要の調整を了した事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。

(イ) リース事業者及びリース料がウ（ア）に定めるところにより決定されたものであること。

(ウ) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

イ リース料助成金の額の計算方法

第1の1（1）キ（エ）に定めるリースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格（農業機械等の実勢価格をいう。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×補助率

(イ) リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×補助率

ウ リース等に係る手続

(ア) リース事業者及びリース料の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

また、事業実施主体は、入札結果報告を農産局長に提出するものとする。

(イ) リース料助成金の支払

事業実施主体は、農業機械等を導入したリース利用者から助成金の請求が

あった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、イにより算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該リース利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(ウ) リース料助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成金として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

(3) 開発・改良に係る留意事項

農業機械等の改良を行う事業実施主体は、交付決定後、事業実施主体に農業機械を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、入札結果報告を農産局長に提出するものとする。

4 補助金の返還等

農産局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めなければならない。

また、農産局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずるものとする。

- (1) 農産局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- (2) 第3の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- (3) 農業機械等の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき
- (4) 相談窓口の取組が継続していないとき
- (5) 地域相談会や栽培技術研修が適切に行われていないことが明らかになったとき
- (6) 実証の取組が継続していないこと及び適切な管理が行われていないことが明らかになったとき
- (7) 技術アドバイスが適切に行われていないことが明らかになったとき
- (8) リース契約を解約又は解除したとき
- (9) リース利用者のいずれかが事業を中止したとき
- (10) リース物件が消滅又は消失したとき
- (11) 締結されたリース契約が、3(2)アのリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき
- (12) リース事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断されるとき

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末までに農産局長に報告するものとする。ただし、農業機械等について、本事業においてリースによる導入を行った場合は、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度までの間についても、毎年度、事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末までに農産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、自己評価を行い、成果報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末までに農産局長に報告するものとする。

第4 その他

1 推進指導

農産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）及びリース利用者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、適正な管理運営や利用を行うよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとする。この場合においては、事業実施主体は、以下の（1）から（4）までに定めるところにより特許権等を取り扱うものとする。なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- （1）本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、遅滞なく農産局長に報告すること。
- （2）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- （3）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （4）本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

3 収益納付

- （1）事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果によ

る収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに農産局長に報告するものとする。なお、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。

- (2) 農産局長は、(1)の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

4 不正行為に対する措置

農産局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅱ 地域の生産体制強化・需要創出事業

第 1 事業の内容

1 事業の取組内容

- (1) 本事業の内容は以下のとおりとし、地域特産作物の各地域における生産や販売の実情を踏まえて、各地域で抱える作物ごとの課題等の解決に向けて、以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、効果的・効率的に実施するものとする。

その際、生産・流通・実需・消費の関係者が連携し、コンサルタントやデザイナー、研究者等の専門家を活用したモデル的な産地の取組とするよう努める。

なお、アの取組については必ず実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業実施主体は、地域特産作物の生産体制の強化や需要の拡大に資する取組を実施するため、学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業関係者、実需者等の本事業の推進に必要な構成員による検討会を開催し、事業全体の方針・内容の検討、地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種や技術の選定、進行管理、成果の取りまとめ、情報の発信等を行うものとする。

また、茶を対象としてイ（ケ）に取り組む場合は、検討会の構成員に実需者を加えて需要に応じた茶の生産に関する情報交換を実施することを必須とし、茶以外の作物を対象とする事業においては、検討会の構成員には関係行政機関を必須とする。

イ 生産体制の強化

次の（ア）から（シ）までに掲げる取組のうち必要なもの

（ア）栽培実証ほの設置

地域特産作物の新たな産地の育成、既存産地における高品質化や低コスト化等に向けて行う、地域条件に適応した栽培技術を確立させるために必要な栽培実証ほ（繭・生糸を生産するものを含む。以下同じ。）の設置。この場合においては、収穫まで複数年を要する薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるものをいう。以下同じ。）等の地域特産作物にあっては、収穫までに要する年数相当分（ただし、3年相当分を超えないものとする。）のほ場借り上げ等の経費を補助対象経費として計上することができるものとする。

（イ）種苗等増殖実証ほの設置等

地域特産作物の優良種苗の安定的な生産及び供給を図るための栽培技術の確立に必要な種苗等増殖実証ほの設置や種苗等の増殖。この場合においては、アに定める検討会において、産地の安定的な種苗供給に関する方針について検討するものとする。なお、本取組については、必要に応じて、取組の初年度から3年間を上限に取り組むことができるものとする。

（ウ）新たな栽培技術等の実証導入

低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証導入のために必要な農業機械等のリースによる導入

(エ) 関連設備・農業機械の開発・改良

地域特産作物の新たな産地の育成や生産拡大等に資する低コスト化や品質の安定・向上等に必要な設備や農業機械の、以下の a 又は b に定める方法による導入

- a 事業実施主体や事業実施主体の構成員が所有している設備の改修
- b 市販され、又は既に事業実施主体が所有しているものを活用しての農業機械の開発又は改良。この場合において、事業実施主体が自ら開発又は改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。

(オ) 栽培マニュアルの作成

(ア) から (エ) までの取組を 1 つ以上実施した場合における、栽培技術等を普及させるためのマニュアルの作成

(カ) 課題等解決のための調査・分析

輸出相手国・地域に関する調査・分析、国内マーケットの動向調査・分析、残留農薬や機能性成分の分析、地域の気象状況の詳細調査・分析など、産地の課題等の解決の取組に必要な調査・分析

(キ) 栽培・衛生管理体制の構築

地域特産作物（薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの）を除く。）について、一般的な用途以外の新規用途向けの栽培・衛生管理体制を新たに構築し、産地形成に取り組むために必要な実証及び当該取組を実施するために必要な機械等のリースによる導入並びに技術研修受講等の取組

(ク) マッチングの開催

地域特産作物が有する機能性や産地の特徴的な取組の紹介及び生産者と実需者との交流の場の設定など、産地と実需者の連携の機会を提供するマッチング

(ケ) 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進

茶の改植等（改植（移動改植を含む。）、新植、台切り、茶園整理、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析をいう。以下同じ。）であって、茶園の若返りや競争力のある品種や栽培法への転換を図ることを目的として行うもの、新たな産地の育成や既存産地の生産体制の強化のための未収益期間を有する薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるものに限る。）の新植及び生産性の維持・向上が急務となっている永年性工芸作物の改植や新植の促進。なお、次の a から c までに留意するものとする。

- a 茶の改植等の実施に当たっては、第 1 から第 3 までに定めるもののほか、第 4 の 1 に定めるところによるものとする。
- b 薬用作物の新植の実施に当たっては、事業実施主体又は受益農業従事者が実需者との間で初めて栽培契約を締結する新植を対象とし、第 1 から第

3までに定めるもののほか、第4の2に定めるところによるものとする。
ただし、イ（ア）、（イ）、（エ）、ウ（ア）、（イ）のいずれかを併せて実施する場合又は同様の取組が既に実施されている場合に限るものとする。

- ｃ 永年性工芸作物の改植等の実施に当たっては、第1から第3までに定めるもののほか、第4の3に定めるところによるものとする。

（コ）農業機械等リース支援

第4の4（1）に定める茶及びいぐさの農業機械等のリースによる導入
なお、実施に当たっては、第1から第3までに定めるもののほか、第4の4に定めるところによるものとする。

（サ）人材確保策の検討

繁忙期の外部人材又は外国人労働者の活用、福祉施設又は実需者等との連携等の推進

（シ）葉たばこ品質向上支援

葉たばこの品質向上に資する新たな資材の導入
なお、実施にあつては、第1から第3までに定めるもののほか、第4の6に定めるところによるものとする。

ウ 需要の創出

（ア）消費者・実需者ニーズ等の把握

消費者や実需者のニーズ、市場動向、その他需給に関する情報の調査であつて、地域特産作物を利用した新たな商品開発や既存商品の高品質化を目的として行うもの

（イ）実需者等と連携した商品開発

実需者等との連携による産地の地域特産作物を利用した商品の開発に必要な試作、パッケージの開発・改良、試作品のPRのためのパンフレット等の作成及び試食会、商談会等の開催であつて、産地の地域特産作物の生産拡大や収益性向上を目的として行うもの

（ウ）製造・加工技術の確立

消費者や実需者のニーズに対応した製品の提供による需要の創出や拡大のための地域特産作物を原料とした品質や付加価値が高い製品の製造・加工技術の確立を図るための取組及び当該取組を実施するために必要な機械や品質管理機器等のリースによる導入

（エ）消費者に向けたコト体験の展開

観光業者等との連携による地域特産物に関する体験ツアー等の開発、国内外の消費者に対応するための多言語化、専門家の招聘、ガイドの育成並びにこれらの取組を実施するために必要なほ場の管理及び機械、品質管理機器等のリースによる導入

（オ）消費者等への理解促進・情報発信

各産地の地域特産作物の消費地等における消費者の理解促進や認知度の向上を図るためのパンフレットの作成、試飲・試食会等の開催、学校や消費地のイベントへのインストラクター等の専門家の派遣及び情報発信ツールの構

築

(2) 対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物、いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにゃく、その他の地域特産作物とする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体

ア 本事業の事業実施主体は以下のとおりとし、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約を定めていること。

(ア) 都道府県

(イ) 市町村

(ウ) 農業者の組織する団体

(エ) 公社

(オ) 協議会

イ 1 (1) イ (ケ) 及び (コ) 並びにウの取組は都道府県、市町村を除く。

(2) 事業の実施要件

本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 共通

(ア) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、茶及び永年性工芸作物の改植等に取り組む場合はこの限りではない。

事業実施主体は、受益農業従事者数が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者等を募ること等により、5名以上になるように努めるものとする。

(イ) 受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること。

(ウ) 茶を対象作物として、1 (1) イ (ウ) 及び (コ) 並びにウ (ウ) 及び (エ) に定める農業機械等のリース導入の取組を行う場合にあっては、受益農業従事者のうち少なくとも1名以上（ただし、1 (1) イ (コ) において茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械を導入する場合にあっては、受益者ごとに少なくとも1名以上とする。）が、以下のa又はbに該当すること。

a 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に定める地域計画（以下「地域計画」という。）において、同条第3項の地図（以下「目標地図」という。）に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

b 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

(エ) 1 (1) イ (ア) の栽培実証ほを設置する場合にあっては、事業実施年度中に設置することを計画する面積が原則として5アール以上であること。

- (オ) 1 (1) イ (イ) の種苗等増殖実証ほを設置する場合にあっては、優良種苗を計画的に供給するために必要な設置面積を確保すること。
- (カ) 5 の成果目標の基準を満たしていること。
- (キ) 受益農業従事者は、参考②「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（地区事業。以下別添2において「チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。事業実施主体は、全ての受益農業従事者からチェックシートを収集し、交付申請書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。また、事業実施後、受益農業従事者は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。事業実施主体は、全ての受益農業従事者からチェックシートを収集し、実績報告書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。なお、チェックシートを提出した受益農業従事者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。ただし、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでチェックシートの提出を省略することができることとし、対象となるGAP認証はJGAP（農産）、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.及び国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPとする。なお、チェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

「適正な施肥」

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

「適正な防除」

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

「エネルギーの節減」

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

「悪臭及び害虫の発生防止」

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

「生物多様性への悪影響の防止」

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）

「環境関係法令の遵守等」

- ・ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

等

（ク）地域特産作物（茶を除く。）について、地域で抱える栽培技術や加工・調製方法、販路等の課題を解決し、確実な産地化を図るため、産地と実需者等（加工事業者・流通業者を含む。）が連携し産地形成に向けた複数年に渡る取組を行う事業実施主体は、取組初年度に別記様式 6 号に定める産地形成協働計画を策定することができる。

イ 1（1）イ（ケ）の取組のうち、茶の改植等は第 4 の 1、薬用作物の新植は第 4 の 2、永年性工芸作物の改植等は第 4 の 3 に定める要件を満たしていること。

ウ 1（1）イ（コ）の農業機械等リース支援に取り組む場合には、第 4 の 4（2）に定める審査基準を満たしていること。

エ 1（1）イ（シ）の取組については、第 4 の 6 に定める要件を満たしていること。

3 補助対象経費

補助対象経費は別表のとおり。

1（1）イ（（ア）から（ケ）まで、（サ）及び（シ））並びにウの取組は、必要に応じて第三者（事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。）に委託することができるものとする。

（1）補助対象とする経費は、以下に掲げるものとする。

ア 検討会の開催

事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等

イ 栽培実証ほの設置

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

- ウ 種苗等増殖実証ほの設置等
事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- エ 新たな栽培技術等の実証導入
事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- オ 関連設備・農業機械の開発・改良
備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- カ 栽培マニュアルの作成
事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- キ 課題等解決のための調査・分析
事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- ク 栽培・衛生管理体制の構築
備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- ケ マッチングの開催
事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等
- コ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進
備品費（１件につき 50 万円未満のものに限る。）、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- サ 農業機械等リース支援
事業費等
- シ 人材確保策の検討
備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費
- ス 葉たばこ品質向上支援
事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- セ 消費者・実需者ニーズ等の把握
事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- ソ 実需者等と連携した商品開発
備品費、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等
- タ 製造・加工技術の確立
備品費、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等
- チ 消費者に向けたコト体験の展開
事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- ツ 消費者等への理解促進・情報発信
事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

（２）次の取組は、補助対象としない。

- ア 国等のほかの補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- イ 事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- ウ 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費
- エ 販売促進のためのＰＲ活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新

聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費

オ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

カ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

4 補助率

定額。ただし、1の(1)のイ(ウ)、(キ)及び(コ)並びにウ(ウ)及び(エ)の取組のうち機械等のリース、イ(ケ)のうち簡易な園地整備及びイ(シ)のうち資材の導入については、1/2以内。

5 成果目標の設定

(1) 成果目標及び基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、以下のとおり。

ア 成果目標

成果目標は、対象作物等の中から達成すべき成果目標を2つ選択するものとする。また、複数作物が対象となる場合は、主要な1つの作物の達成すべき成果目標を2つ選択するものとする。

なお、成果目標は、イの表の事業内容ごとの類別欄に定める番号の達成すべき成果目標の中から選択するものとする。

(ア) 生産体制の強化

作物名等	類別	達成すべき成果目標
茶	1	事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加
	2	有機栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100%とする
	3	主要品種指数を直近値から2ポイント以上低減 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。)
	4	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加
	5	第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コスト化に資する取組について、1つ以上取り組む
	6	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加
	7	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加
	8	産物1kg又は10a当たり労働時間を直近値の2%以上低減
	9	産物1kg当たり又は10a当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より10%以上削減
	10	農業機械等リース支援により茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械を導入する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶1kg当たり燃油等使用量を10%以上削減
	11	導入した凍霜害防止施設等の稼働による凍霜害等の軽減により、直近の凍霜害等による被害

		単収から10%以上の単収向上
	12	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから10%以上削減
	13	実施地区において、茶の合計の生産量を5%以上増加
	14	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	15	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
繭・生糸	1	事業実施主体が実施する地区（以下「実施地区」という。）において、蚕の飼育数量を5%以上増加
	2	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加
	3	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加
	4	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増加
	5	10a又は繭100kg当たり労働時間を直近値の2%以上低減
	6	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	7	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1つ以上創出
	8	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
いぐさ・畳表	1	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加
	2	1戸当たりの収穫面積（ほかの農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上増加
	3	実施地区において、一戸当たりの畳表の生産量を直近3カ年の平均値に比べて3%以上増加
	4	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3カ年の平均値に比べて3ポイント以上増加
	5	10a当たりの労働時間を直近値の2%以上削減
	6	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	7	いぐさ原草1kg当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上削減
	8	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
薬用作物 （漢方薬の原料向け）	1	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を5%以上増加
	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を5%以上増加
	3	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を2%以上低減
	4	種苗等増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給
	5	1つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結
	6	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす
	7	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の品目の場合又は薬用作物の新植の促進に取り組む場合）実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が1人以上増加
	8	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上

	9	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
薬用作物 (漢方薬の原料 以外向け)	1	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大
	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50%以上拡大
	3	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減
	4	種苗等増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給
	5	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合) 事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加
	6	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	7	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
他の地域特産作物	1	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5%以上増加
	2	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5%以上増加
	3	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減
	4	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を5%以上増加
	5	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供給先を確保
	6	(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合) 当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が3人以上増加
	7	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	8	(永年性工芸作物の改植等に取り組む場合) 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加
	9	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
	10	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合) 受益地区において、事業で取り組む葉たばこの品質を3ポイント以上向上 (事業実施計画における日本たばこ産業株式会社へ販売する葉たばこの総量に対するAタイプの割合)
	11	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合) 受益地区において、葉たばこの10a当たり販売額を1%以上増加

(注) 達成すべき成果目標欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

(イ) 需要の創出

作物名等	類別	達成すべき成果目標
作物共通	1	開発した新商品を1以上販売開始する。
	2	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新

		商品販売額の割合を１％以上確保。
	3	新たな販路を１以上拡大する。なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。
	4	契約取引量指数を直近値より７以上増加。
	5	生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上

イ 事業内容ごとの達成すべき成果目標

１（１）イ及びウの事業内容に係る達成すべき成果目標については、下表のとおりとする。

事業内容	類 別	
イ 生産体制の強化		
（ア）栽培実証ほの設置	茶	４、６、７、８、９
	繭・生糸	１、２、３、４、５、６
	いぐさ・畳表	１、２、３、４、５
	薬用（漢方）	１、２、３、５、６、７
	薬用（漢方以外）	１、２、３、５
	その他	１、２、３、４、５、６
（イ）種苗等増殖実証ほの設置等	茶	１、２、３、４、８
	繭・生糸	１、２、３、４、５、６
	いぐさ・畳表	１、２、３、４、５
	薬用（漢方）	１、２、３、４
	薬用（漢方以外）	１、２、３、４
	その他	１、２、３、４
（ウ）新たな栽培技術等の実証導入	茶	４、６、７、８、９、１１、１２
	繭・生糸	１、２、３、４、５、６
	いぐさ・畳表	１、２、３、４、５、６
	薬用（漢方）	１、２、３、５、６、７
	薬用（漢方以外）	１、２、３、５
	その他	１、２、３、４、５、６
（エ）関連設備・農業機械の開発・改良	茶	４、６、７、８、９、１４
	繭・生糸	１、２、３、４、５、６、８
	いぐさ・畳表	１、２、３、４、５、６、７、８
	薬用（漢方）	１、２、３、５、６、７、８
	薬用（漢方以外）	１、２、３、５、６
	その他	１、２、３、４、５、６、７
（オ）栽培マニュアルの作成	茶	４、６、７、８、９、１１、１２
	繭・生糸	１、２、３、４、５、６
	いぐさ・畳表	１、２、３、４、５、６

		薬用（漢方）	1、2、3、4、5、7
		薬用（漢方以外）	1、2、3、4、5
		その他	1、2、3、4、5、6
	（カ）課題等解決のための調査・分析	茶	4、6、7、8、9、11、12
		繭・生糸	1、2、3、4、5、6
		いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
		薬用（漢方）	1、2、3、4、5、6、7
		薬用（漢方以外）	1、2、3、4、5
		その他	1、2、3、4、5、6
	（キ）栽培・衛生管理体制の構築	茶	6、7、8、9、13、14
		繭・生糸	1、2、3、4、5、6、7
		いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
		薬用（漢方以外）	1、2、3、5
		その他	1、2、3、4、5、6
	（ク）マッチングの開催	茶	2、3、4、6、7
		繭・生糸	1、2、3、7
		いぐさ・畳表	1、2、3、4
		薬用（漢方）	1、2、5、6、7
		薬用（漢方以外）	1、2、5
		その他	1、2、3、4、5、6
	（ケ）茶の改植等、薬用作物の新植及び 永年性工芸作物の改植等の促進	茶	1、2、3、4、5、6 ただし、茶の改植等のうち、輸出向け栽培体系 への転換及び残留農薬分析の実施面積が最大と なる場合、4又は6の選択は必須とする。
		薬用（漢方）	1、2、7
		その他	1、2、4、5、7、8
	（コ）農業機械等リース支援	茶	8、9、10、13、14 ただし、茶加工のエネルギーコスト削減に資す る機械を導入する場合（茶関連産業等と連携し た新形態の大規模茶産地モデル形成に取り組む 場合を除く。）、10の選択は必須とする。
		いぐさ・畳表	2、5、7
	（サ）人材確保策の検討	茶	8、13、15
		繭・生糸	2、5、8
		いぐさ・畳表	3、5、8
		薬用（漢方）	2、3、9
		薬用（漢方以外）	2、3、7
		その他	2、3、9
	（シ）葉たばこ品質向上支援	葉たばこ	1、2、3、4、5、10、11

ウ 需要の創出	
(ア) 消費者・実需者ニーズ等の把握	1、2、3、4、5
(イ) 実需者等と連携した商品開発	1、2、3、4、5
(ウ) 製造・加工技術の確立	1、2、3、4、5
(エ) 消費者に向けたコト体験の展開	1、2、3、4、5
(オ) 消費者等への理解促進・情報発信	1、2、3、4、5

(2) 目標年度

成果目標の達成年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、次に掲げる事業については以下のとおりとする。

ア 1 (1) イ (ア) 及び (イ) について、薬用作物等の栽培期間（播種・植付から収穫まで）が2年間を超え、事業実施年度の翌々年度までに成果目標に対する結果が得られない場合は、収穫年の翌々年度（ただし事業実施年の4年後以内とする）とする。

イ 1 (1) イ (ケ) a については、次に掲げる支援内容の区分に応じた目標年度とする。

支援内容	目標年度 (支援対象年度からの年数)
(ア) 改植に伴う未収益支援①	3年後
(イ) 改植に伴う未収益支援②	4年後
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	3年後
(エ) 台切りに伴う未収益支援	3年後
(オ) 改植支援	3年後
(カ) 新植支援	3年後
(キ) 茶園整理①	翌年後
(ク) 茶園整理②	2年後
(ケ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	3年後
(コ) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	3年後
(サ) 有機栽培への転換に必要な資材の導入	4年後
(シ) 有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備	5年後
(ス) 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	3年後

ウ 1 (1) イ (ケ) b については、栽培期間が4年又は5年の薬用作物に取り組む場合に当たっては、薬用作物の収穫年（支援対象初年度の3年後又は4年後）とする。

エ 1 (1) イ (ケ) c については、支援対象年度の3年後とする。

オ 2 (2) ア (ク) に基づき取組初年度に産地形成協働計画を策定した場合は、当該計画策定年度に定めた目標値について、当該計画で定めた取組期間の最終年度の翌々年度を目標年度とする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、別記様式1号及び別記様式1号ー2により本事業の事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

この場合において、第1の1(1)イ(ケ) aについては別記様式2号の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び品質向上戦略、第1の1(1)イ(ケ) bについては別記様式3号の薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表、第1の1(1)イ(ケ) cについては別記様式4号の永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表、第1の1(1)イ(コ)については別記様式5号の茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画、第1の2(2)ア(ク)に基づき産地形成協働計画を策定した場合については別記様式6号の産地形成協働計画、第4の5に基づき茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成(本要領本体の別添3において優先枠の適用を受ける場合をいう。以下「大規模茶産地モデル形成」という。)に取り組む場合については別記様式7号の大規模茶産地モデル形成プラン、第1の1(1)イ(シ)については別記様式8号の生産者支援実施計画一覧表を作成し、事業実施計画と併せて提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、事業実施計画等の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる事項とし、これらに該当しない軽微な変更については、実績報告をもってこれに代えることができる。

ア リースにより導入する農業機械等又はリース利用者の変更

イ 第1の1(1)イ(ケ)の取組における支援対象者の追加

ウ その他特に必要と認められる重要な変更

2 事業実施手続

本公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、別途地方農政局長から提出を求められた場合を除き、本公募要領に基づき提出された申請書類をもって地方農政局長の求めに応じて所要の調整を了したものとする。

ただし、地方農政局長から事業実施計画書の提出を求められた場合は、次の(1)から(5)までの要件を全て満たすとともに、地方農政局の指摘事項について調整を図り、地方農政局長へ提出するものとする。

- (1) 第1の2(2)の事業の実施要件を全て満たしていること
(2) 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること
(3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること
(4) リースにより農業機械等を導入しようとする場合は、以下のア及びイを満たすこと

ア 当該リース対象農業機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること

イ 当該リース対象農業機械等の規模及び能力が、事業を実施する実証ほ、茶園等の面積の規模等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

(5) 農業機械等の開発・改良を行うのに必要な農業機械等を購入しようとする場合は、以下のア及びイを満たすこと

ア 当該購入対象農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業実施期間にわたり、十分な利用が見込まれること

イ 当該購入対象農業機械等の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

3 農業機械等のリース導入及び開発・改良に係る留意事項

(1) 共通

ア リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第1の1(1)イ(ウ)、(エ)、(キ)及び(コ)並びにウ(ウ)及び(エ)に係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、第1の1(1)イ(ウ)、(エ)及び(キ)並びにウ(ウ)及び(エ)については次に掲げる農業機械等は対象から除くものとする。なお、第1の1(1)イ(コ)の茶及びいぐさに係るリースを行う農業機械等の範囲は、第4の4のとおりとする。

(ア) トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン

(イ) 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械等

(ウ) 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械等。

ただし、上限について地方農政局長が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。この場合においては、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。

(エ) 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等

(オ) リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械等

イ リース又は開発・改良の条件

助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) リース導入に係る留意事項

ア リース契約の条件

リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、第1の1(1)イ(コ)に係るリース契約の条件については、上記のほか、第4の4のとおりとする。

(ア) 2により所要の調整を了した事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。

(イ) リース事業者及びリース料がウ(ア)に定めるところにより決定されること。

(ウ) リース期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

イ リース料助成金の額の計算方法

第1の1(1)イ(ウ)、(キ)及び(コ)並びにウ(ウ)及び(エ)に係るリースに係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格(農業機械等の実勢価格をいう。)及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×補助率

(イ) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×補助率

ウ リース等に係る手続

(ア) リース事業者及びリース料の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

また、事業実施主体は、入札結果報告を地方農政局長に提出するものとする。

(イ) リース料助成金の支払

事業実施主体は、農業機械等を導入したリース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、イにより算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく、当該リース利用者に対してリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(ウ) リース料助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成金として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

(3) 開発・改良に係る留意事項

農業機械等の改良を行う事業実施主体は、交付決定後、事業実施主体に農業機械を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、入札結果報告を地方農政局長に提出するものとする。

4 産地形成協働計画に関する留意事項

(1) 産地形成協働計画の作成にあたっては、取組初年度に協働体制の検討や産地内の合意形成のもと、各年度における取組内容を具体的に検討すること。

(2) 産地形成協働計画に定める取組期間については、当該計画を策定する取組初年度を含め3年度以内とする。2年度目以降については、事業実施計画の提出の際、産地形成協働計画を添付し、当該計画に基づく段階的な取組を行うものとする。

ただし、各年度の取組結果を検証したうえで、２年度目以降の取組を変更することを妨げるものではない。

- (３) ２年度目以降については、取組初年度に定めた成果目標の達成に向けて、当該計画に基づく取組を行う場合に限り、事業実施計画の審査・採択においてポイントを加算するが、２年度目以降の事業実施を事前に確約するものではない。

５ 補助金の返還等

- (１) 地方農政局長は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることとする。

- (２) 地方農政局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部についての返還を命ずることとする。

ア リース契約を解約又は解除したとき

イ 事業実施主体又はリース利用者のいずれかが事業を中止したとき

ウ リース物件が消滅又は消失したとき

エ 農業機械等の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき

オ 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき

カ 締結されたリース契約が、３（２）アに定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき

キ 事業実施主体が第３の２に定める事業評価等の報告を怠ったとき

ク リースにおいて導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき

ケ 実証ほの取組が継続されていないこと又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

コ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の取組が継続されていないこと、茶の改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

第３ 点検評価等

１ 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施状況報告書を作成し、事業完了年度の翌年度の７月末までに地方農政局長に報告するものとする。ただし、農業機械等について、本事業においてリースによる導入を行った場合は、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度までの間についても、毎年度、事業実施状況報告書を作成し、翌年度の７月末までに地方農政局長に報告するものとする。

なお、茶の改植等の促進の取組については第４の１、農業機械等リース支援の取組については、第４の４に定めるところによるものとする。

2 事業の評価及び改善指導

- (1) 事業実施主体は、事業評価報告書を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

ただし、栽培実証ほの設置、種苗等増殖実証ほの設置等並びに茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進の取組については、実施する各取組の成果目標年度のうち、最後のものの翌年度に、全ての取組の事業評価の報告を行うものとする。

- (2) 地方農政局長は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

第4 その他

1 茶の改植等について

茶の改植等の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 定義

本事業について、以下のアからスまでに掲げる用語の定義は、当該アからスまでに定めるところによる。

ア 改植（移動改植を含む。）

茶園において、樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ 棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ 台切り

茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上 15 センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあつては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

カ 茶園整理

品質向上戦略に位置付けられた茶園において伐採を実施した後、抜根することをいう。

キ 直接被覆栽培への転換

てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換することをいう。

ク 有機栽培への転換

有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することをいう。

ケ 簡易な園地整備

地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の地域別農業振興計画をいう。以下同じ。）が策定された地域において、有機栽培への転換を目的として行う改植（移動改植は含まない。）又は新植（放任茶園へ植栽する場合に限る。）と併せて行う、作業道や乗用型機械の旋回に必要な枕地等の整備のことをいう。

コ 輸出向け栽培体系への転換

輸出先国の残留農薬基準に対応、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することをいう。

サ 未収益支援

改植等（新植（災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽する場合を除く。）、茶園整理、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を除く。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を支援することをいう。

シ 支援対象年度

交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までの期間をいう。

ス 支援対象面積

茶の生産者が行う支援対象年度ごとの改植等の面積として、（6）に定める方法により算定した面積をいう。

（2）事業内容

ア 事業概要

本事業は、事業実施主体が、イ及びウに定める要件を満たす茶の生産者に対し、エに定めるところにより補助金を交付する事業とする。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下第 4 の 1 において「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ（荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。）に参画している者でなければならない。

（ア）茶生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援対象面積の合計が、20 アール以上であること、又は当該茶生産者グループに参画する全ての支援対象者の茶園面積の合計の 1 割以上を占めていること。

（イ）茶生産者グループに参画している支援対象者に 65 歳未満の者が含まれること。

（ウ）茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも 1 経営体以上が、以下の a 又は b に該当すること。

a 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

b 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。

(エ) エ(イ)に掲げる改植に伴う未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

a 40 アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと

b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

(a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置

(b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

(d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

(e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

(オ) エの(キ)及び(ク)に掲げる茶園整理の支援を受ける場合は、茶園整理を実施したほ場の適切な土地利用計画を策定すること。

(カ) エ(シ)に掲げる有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備の支援を受ける場合は、有機栽培への適性が認められる茶品種の植栽及び有機転換を行うこと。

(キ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。

(ク) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が改植等を実施する年度の前年度（前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。

ウ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(ア) 改植等（新植及び茶園整理を除く。）を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。

(イ) エ(オ)に掲げる改植及びエ(カ)に掲げる新植を行う場合並びにエ(ア)から(エ)までに掲げる未収益支援を受ける場合は、地域計画の区域内（地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。）であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

(ウ) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等（新植及び茶園整理を除く。）実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。

(エ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する品質向上戦略に定めた地域内にあること。

- (オ) 当該茶園について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。ただし、エ（キ）に掲げる茶園整理についてはこの限りではない。
- (カ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。ただし、エ（キ）に掲げる茶園整理についてはこの限りではない。
- (キ) 過去（同一の作物年に実施する場合を除く。以下同じ。）に本事業を含む国庫補助事業による茶の改植等の支援の対象となった茶園でないこと。ただし、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入に対する支援、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入に対する支援、有機栽培への転換に必要な資材の導入に対する支援、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析に対する支援を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。
- (ク) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植等が行われる茶園でないこと。ただし、未収益支援についてはこの限りではない。
- (ケ) エ（ク）に掲げる茶園整理をする茶園にあつては、支援対象年度に他品目転換のための酸度矯正の取組を行い、目標年度までに他品目への転換を実施すること。
- (コ) エ（サ）に掲げる有機栽培への転換に必要な資材の導入を実施する茶園及びエ（シ）に掲げる有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を実施する茶園にあつては、目標年度までに有機 JAS 等の有機栽培に係る第三者認証を取得すること。
- (サ) エ（ス）に掲げる輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を実施する茶園にあつては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売すること。

エ 補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に 10 アール当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額とする。ただし、（シ）については、その実施に必要な経費につき 2 分の 1 以内とし、助成額の上限は、市町村の区域または農業協同組合の事業区域あたり 100 万円とする。

支援内容	10アール当たり単価
(ア) 改植に伴う未収益支援①	141,000円
(イ) 改植に伴う未収益支援②	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円
(オ) 改植支援	152,000円
(カ) 新植支援	120,000円
(キ) 茶園整理①	50,000円

(ク) 茶園整理②	80,000円
(ケ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	100,000円
(コ) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
(サ) 有機栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
(シ) 有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備	定率(1/2以内)
(ス) 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	50,000円

(注) 上記の(ア)から(ス)までに挙げる支援内容のうち、次に掲げる組み合わせについては同時に取り組むことができる。

支援内容	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)
(ア)					○						○	○	○
(イ)					○						○	○	○
(ウ)									○		○	○	○
(エ)											○	○	○
(オ)	○	○									○	○	○
(カ)											○	○※	○
(キ)													
(ク)													
(ケ)			○								○	○	○
(コ)											○	○	○
(サ)	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○
(シ)	○	○	○	○	○	○※			○	○	○		○
(ス)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	

※放任茶園を対象とした新植に限る。

(3) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第1の2(2)イの定めについては、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 事業実施主体の構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

(エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

(オ) (2)エ(ス)に掲げる輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を実施する場合は、GFPコミュニティサイトへの登録を行っていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(4) 事業実施手続

第2の1(1)の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び品質向上戦略の手続は、次のとおりとする。

ア 茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び品質向上戦略

(ア) 事業実施主体は、茶生産者グループ別事業実施計画一覧表を作成し、かつ、品質向上戦略を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の茶生産者グループから、茶生産者グループ別事業実施計画書の生産者別改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(ウ) 改植作業において、定植の時期が翌年度の4月となる産地については、翌年度において本事業の予算が確保できた場合に支援を行うものとし、事業の申請時に茶生産者グループ別事業実施計画一覧表を作成するものとする。

(エ) (ア)から(ウ)までの規定は、茶生産者グループ別事業実施計画一覧表、茶生産者グループ別事業実施計画書、生産者別改植等事業実施計画書及び品質向上戦略の変更について、準用する。

イ 実施確認のための関係書類の作成

(ア) 事業実施主体は、茶生産者グループから提出を受けたア(イ)の生産者別改植等事業実施計画書において改植等を行うこととされている茶園が(2)ウに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に確認するため、(7)に定めるところにより、茶生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者が改植等を行ったことを確認するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

(ア) 事業実施主体は、毎年度、茶生産者グループから、支援対象年度ごとの(5)ア(カ) bに定める実施確認結果の通知を受けた支援対象者について、事業実績報告書兼補助金交付請求書(以下「報告・請求書」という。)の提出を受けるものとする。

(イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、茶生産者グループに対し、補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、茶生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(5) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(ア) (4)イ(ア)に定める確認(以下第4の1において「事前確認」という。)

は、当該（４）イ（ア）により提出を受けた事前確認資料により行うものとする。ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

（イ）事業実施主体は、（４）イ（イ）に定める確認（以下第４の１において「事後確認」という。）に当たっては、以下の事項を現地で確認するものとする。

- a 改植等の取組が確実に実施されたこと。
- b 実際の支援対象面積（ただし、有機栽培への転換に必要なとなる簡易な園地整備については計測不要とする。）
- c 改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名
- d 移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと。
- e 茶園整理を行った場合にあっては、当該茶園の伐採及び抜根が完了していること。酸度矯正の取組の場合は、当該茶園の伐採及び抜根が完了し、酸度矯正の取組が実施されていること。
- f 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。
- g 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること。
- h 有機栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要なとなる簡易な園地整備を行った場合にあっては、転換後に有機 JAS 等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。
- i 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置が実施されていること。

（ウ）事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

（エ）事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。

（オ）確認業務の委託

事業実施主体は、（ア）及び（イ）に係る確認業務を次の a から d までに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ) 実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。
- b aの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

イ 事業実施状況の報告

事業実施主体は、第1の4(2)イに規定する目標年度までの間それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。
- (イ) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

(6) 支援対象面積の算定方法について

ア 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

(ア) 改植（移動改植を除く。）

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(イ) 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(ウ) 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽した面積

(エ) 棚施設を利用した栽培法への転換

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

(オ) 台切り

茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さで茶樹を切断する面積

- (カ) 茶園整理
茶樹の伐採及び抜根を行った面積（酸度矯正の取組の場合は、茶樹の伐採、抜根及び酸度矯正の取組を行った面積）
- (キ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入
露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積
- (ク) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入
てん茶の生産を目的とし、茶期中に茶園を被覆資材で直接被覆する面積
- (ケ) 有機栽培への転換に必要な資材の導入
有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う面積
- (コ) 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析
輸出向け栽培体系への転換を行った面積

イ 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

- (ア) 実測
現地において実測を行う。
- (イ) 図測
原則、2,500 分の 1 以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の 1 未満 5,000 分の 1 以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。
- (ウ) 公的資料等に記載された面積の活用
国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当該茶園面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。
- (エ) その他
(ア) から (ウ) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により茶園面積を把握することができるものとする。

ウ 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

- (ア) 対象茶園を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率
- (イ) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等茶園の区画が整理されている地域に限る。）

(7) 事前確認に必要な資料について

事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事前確認を行うために必要な資料
ア 改植、新植※に伴う未収益支援	【同一茶園の場合】 ・ 改植を行う前の茶園写真

及び改植支援 ※災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽する場合に限る	ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 【移動改植の場合】 - 茶樹の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (移動改植元の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 (移動改植先の農地の場合) (ウ) 現況の写真(更地の状況) (エ) 客観的に証明できる資料 【新植(災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽する場合に限る)の場合】 - 災害復旧事業や土地改良事業等を実施する前の茶園写真及び新植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、災害復旧事業や土地改良事業等の実施前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
イ 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
ウ 台切りに伴う未収益支援	台切りを実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、台切りを行う前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
エ 茶園整理	茶樹の伐採及び抜根を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、抜根前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (伐採及び抜根前の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
オ 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
カ 被覆栽培への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、被覆栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し
キ 有機栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、有機栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。

	(ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し
ク 有機栽培への転換に必要な園地整備	・有機栽培への転換に伴う園地整備を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、園地整備実施前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 園地整備の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
ケ 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	・輸出向け栽培体系に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、輸出向け栽培体系に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し

2 薬用作物の新植について

第1の1(1)イ(ク) bの薬用作物の新植の支援の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする薬用作物の生産者（以下第4の2において「支援対象者」という。）は、次のいずれかの取組を現に行い、又は行うことを予定する生産者グループに参画している者でなければならない。

- (ア) 栽培実証ほの設置
- (イ) 種苗等増殖実証ほの設置等
- (ウ) 関連設備・農業機械の開発・改良
- (エ) 消費者・実需者ニーズ等の把握
- (オ) 実需者等と連携した商品開発

イ 支援の対象となる薬用作物

支援対象者が栽培する薬用作物は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (ア) 収穫年を除く栽培年数が、1年以上4年以下の薬用作物であること。
- (イ) 実需者との間で契約が締結され、事業実施年度内に播種又は植え付けを行うものであること。
- (ウ) 2年目以降、前年度と同一ほ場において適切な肥培管理が行われ、継続して栽培されているものであること。
- (エ) 本事業以外の国庫補助事業により未収益期間の支援が行われる薬用作物ではないこと。
- (オ) 事業実施主体又はその構成員（製薬企業等と契約を行う農業協同組合や生産組合等をいう。以下「契約団体」という。）が、製薬企業等との間で、従来当該製薬企業等に対して生薬原料として供給したことのない品目を生薬原料として供給する旨の契約を締結する場合における、当該契約の対象とな

る品目（以下「契約品目」という。）であって、契約団体に属する生産者が当該契約に基づき作付けを行うものであること。

ただし、契約の対象となる面積や数量が拡大した等の事情により、次年度以降、同一生産者が別のほ場において作付けを行う契約品目（以下「追加栽培分」という。）も契約対象とする場合には、追加栽培分も支援対象とすることができるものとする。この場合において、追加栽培分（新生産者栽培分について準用する場合を含む。）への支援は、各生産者の初年度作付分の未収益期間内に限り行うものとする。

なお、次年度以降、当該契約に基づく栽培に新たに参加する生産者（以下「新生産者」という。）が作付けを行う契約品目（以下「新生産者栽培分」という。）も契約対象とする場合にあっては、製薬企業等と契約団体との初年度契約分の未収益期間内に新生産者が作付けを行うときに限り、新生産者栽培分も支援対象とすることができるものとする。この場合において、契約団体が作付けを開始した翌年度以降に新生産者が作付けを行うときは、追加栽培分に関する定めを準用する。

ウ 補助金の算定方法

（ア）事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象面積 10 アール当たり 40,000 円とする。

（イ）本事業における支援対象年度は、交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までの期間とし、支援対象面積は、支援対象者が行う支援対象年度ごとの支援対象となる薬用作物の栽培面積として、（ウ）に定める方法により算定した面積とする。

（ウ）支援対象面積の算定方法

a 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の薬用作物が栽培されていない面積を含まない本地面積とする。

b 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

（a）実測

現地において実測を行う。

（b）図測

原則、2,500 分の 1 以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の 1 未満 5,000 分の 1 以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

（c）公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち薬用作物栽培ほ場の面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

（d）その他

（a）から（c）までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により薬用作物

栽培ほ場の面積を把握することができるものとする。

c 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(a) 対象ほ場を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(b) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等ほ場の区画が整理されている地域に限る。）

(2) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第1の2(1)の定めは、事業実施主体が、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 事業実施主体の構成員に薬用作物の生産者又は生産団体が含まれていること。

(エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。

なお、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(3) 事業実施の手続

ア 薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表

(ア) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表を作成し、別記様式1号とともに地方農政局長に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の薬用作物生産者グループから、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画書及び生産者別薬用作物新植支援実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定は、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画書及び生産者別薬用作物新植支援実施計画書を変更する場合にこれを準用する。

イ 実施確認のための関係資料の作成

(ア) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループから提出されたア(イ)の生産者別薬用作物新植支援実施計画書の内容の審査において、契約栽培等を行っている薬用作物が(1)イに掲げる要件を満たすことを確認（以下第4の2において「事前確認」という。）するため、次のとおり、薬用作物生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

a 初めての契約であることが確認できる資料（契約書の写し、実需者の証

明書など)

- b 栽培期間（収穫年を除く栽培年数）が確認できる書類
- c 栽培予定のほ場の番地等が確認できる資料

(イ) 事業実施主体は、支援対象者が契約による薬用作物の栽培を行っていることを確認（以下第4の2において「事後確認」という。）するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

(ア) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループに対し、(4) ア(カ) bの通知を受けた支援対象者の事業実績報告書兼補助金交付請求書（以下「報告・請求書」という。）を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、薬用作物生産者グループに対し、補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、薬用作物生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(4) 事業実施の確認及び報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(ア) 事業実施主体は、(3) イ(ア)により作成した事前確認資料により確認を行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

(イ) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。

- a 栽培が確実に実施されていること
- b 栽培されている薬用作物
- c 実際の支援対象面積

(ウ) 事業実施主体は事後確認に当たり、必要に応じ支援対象者や薬用作物生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(エ) 事業実施主体は、現地における確認を円滑に実施するため、必要に応じ関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が

定められていること。

- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる薬用作物生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ) 実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、薬用作物生産者グループに対し、確認結果を通知する。
- b aの通知を受けた薬用作物生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

イ 補助金の返還

事業実施主体は、アの事業実施状況の確認をした結果、薬用作物の栽培が継続されておらず、適切な栽培管理が行われておらず、又は事業実施年度内に契約の締結が行われていないことが明らかになった場合には、支援対象者に対し補助金の返還を命じるものとする。

ただし、気象災害等の生産者の責に帰すことのできない事由により薬用作物の栽培が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、栽培を再開し、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合にあっては、この限りではない。

3 永年性工芸作物の改植等について

永年性工芸作物の改植等の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の内容と定義

(ア) 改植

園地において伐採し、抜根又は枯死させた後、伐採した樹と同規模の永年性工芸作物を新たに植栽することをいう。

(イ) 新植

新たに永年性工芸作物を植栽することをいう。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする永年性工芸作物の生産者（以下第4の3において「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす生産者グループに参画している者でなければならない。

(ア) 生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援対象面積の合計が、20 アール以上であること。

(イ) 生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。

ウ 支援の対象となる永年性工芸作物

(ア) 桑（養蚕に資するものに限る。）

(イ) ホップ

(ウ) 和紙原料作物（こうぞ、みつまたに限る）

エ 支援の対象となる園

支援対象者の園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (ア) 改植を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
- (イ) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる園であること。
- (ウ) 当該園について、農地法第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。
- (エ) 当該園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転、賃貸借等の使用収益権の設定又は移転に関する協議が現に行われ、又は整った園でないこと。
- (オ) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植や新植が行われる園でないこと。

オ 補助金の算定方法

- (ア) 事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象面積10アール当たり150,000円とする。
- (イ) 本事業における支援対象年度は、交付決定の日から当該年度の3月31日までの期間とし、支援対象面積は、支援対象者が行う支援対象年度ごとの支援対象となる永年性工芸作物の栽培面積として、(ウ)に定める方法により算定した面積とする。

(ウ) 支援対象面積の算定方法

a 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の永年性工芸作物が栽培されていない面積を含まない本地面積とする。

b 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(a) 実測

現地において実測を行う。

(b) 図測

原則、2,500分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500分の1未満5,000分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(c) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち永年性工芸作物栽培ほ場の面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(d) その他

(a)から(c)までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により支援対象面積を把握することができるものとする。

c 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(a) 対象ほ場を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(b) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等ほ場の区画が整理されている地域に限る。）

(2) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第1の2(1)の事業実施主体の定めについては、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 事業実施主体の構成員に永年性工芸作物の生産者又は生産団体が含まれていること。

(エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。

なお、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(3) 事業実施手続

ア 永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表

(ア) 事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表を作成し、別記様式1号とともに地方農政局長に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の永年性工芸作物生産者グループから、永年性工芸作物生産者グループ別事業実施計画書及び生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定は、永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表、永年性工芸作物生産者グループ別事業実施計画書及び生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書を変更する場合にこれを準用する。

イ 実施確認のための関係書類の作成

(ア) 事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループから提出を受けたア(イ)の生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書の内容の審査において改植等を行うこととされている園が(1)ウ及びエに掲げる要件を満たすことを確認（以下第4の3において「事前確認」という。）するため、次のとおり永年性工芸作物生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

- a 改植にあつては改植前の園地の写真
 - b 新植にあつては栽培予定の園の番地等が確認できる資料
- (イ) 事業実施主体は、支援対象者が改植等を行ったことを確認（以下第4の3において「事後確認」という。）するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

- (ア) 事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループに対し、支援対象年度ごとの(5)ア(カ) bに定める実施確認結果の通知を受けた支援対象者について、事業実績報告書兼補助金交付請求書（以下「報告・請求書」という。）を提出させるものとする。
- (イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、永年性工芸作物生産者グループに対し、補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。
- この場合において、事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(4) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (ア) 事業実施主体は、(3)イ(ア)により作成した事前確認資料により行うものとする。ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。
- (イ) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。
- a 改植等の取組が確実に実施されたこと。
 - b 栽培されている永年性工芸作物
 - c 実際の支援対象面積
- (ウ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や永年性工芸作物生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (エ) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。
- (オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における

確認対象に含まれる永年性工芸作物生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ) 実施確認結果の通知

a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、永年性工芸作物生産者グループに対し、確認結果を通知する。

b aの通知を受けた永年性工芸作物生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

イ 補助金の返還

事業実施主体は、アの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

(ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が成果目標年度までの期間中に、当該園について、ほかの農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。

(イ) 気象災害等により園が崩壊又は樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

4 農業機械等リース支援について

第1の1(1)イ(コ)の茶及びいぐさの農業機械等リース支援の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

第1の1(1)イ(コ)の農業機械等は、次に掲げるものとする。

ア 茶の農業機械

(ア) 粗揉機等茶加工機械（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）

(イ) 加熱機械（茶加工のエネルギーコスト削減に資するものに限る。）

(ウ) その他茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械

(エ) 茶の生産性向上に資する農業機械（乗用型茶園管理機等）

イ いぐさの農業機械

(ア) 乾燥機（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）

(イ) その他いぐさ生産のエネルギーコスト削減に資する機械

(2) 審査基準

第1の2(2)ウの別に定める審査基準は次のとおりとする。

ア (1)ア(ア)から(ウ)まで又は(1)イの農業機械等をリースにより導入する者（以下クにおいて「リース利用者」という。）は茶又はいぐさの加工場を所有又は運営している者であること。ただし、茶については、茶製品の製造又は小売を行う業者（いわゆる茶商。ただし、自園自製自販農家を除く。）は対象外とする。

イ いぐさについては、受益農家は優良品種（「ひのみどり」、「夕風」、「ひのはるか」、「涼風」等）導入農家又は当該品種を今後導入する農家であること。

ウ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。

エ 導入を予定している農業機械等が、第1の5に定める目標達成に直結するものであること。ただし、（1）ア（エ）の茶の農業機械等をリースにより導入する場合は、次に掲げる農業機械等は対象から除くものとする。

（ア）トラクター

（イ）農業以外の用途への汎用性の高いもの（運搬用トラック、バックホー等）

（ウ）販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満の機械等

（エ）リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械等

オ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。

カ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

キ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

ク （1）ア（ア）から（ウ）までの茶の農業機械等のリース利用者は、施設園芸等燃料価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業への加入を検討すること。

（3）茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画の作成

事業実施主体は、第2の1に基づき、茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画を作成するものとする。

（4）リース契約の条件

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

(5) 事業実施状況の報告

ア 地方農政局長は、第3の1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

イ 地方農政局長は、その内容を検討し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

5 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成

(1) 大規模茶産地モデル形成に取り組む場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

ア 事業実施主体は、茶生産者、茶工場及び茶関連産業等の実需者が参画する協議会であること。

イ 受益面積が20ha以上であること。

ウ 次に掲げる全ての取組を行うこととし、事業実施計画と併せて、別記様式7号の「大規模茶産地モデル形成プラン」を提出すること。

(ア) スマート農業技術導入等による飛躍的な生産性向上

スマート農業技術の導入、茶園の改植、農業機械、凍霜害防止設備（防霜ファン）等の導入等により、労働生産性向上を図る取組

(イ) 茶関連産業等と連携した労働力確保

茶生産者と茶関連産業等の実需者等が連携し、茶生産における繁忙期等に必要な労働力を確保する取組

(ウ) 茶工場の省エネルギー化

エネルギーコスト削減に資する茶加工機械、加熱機械の導入等により茶工場における省エネルギー化を進める取組

(2) 大規模茶産地モデル形成に取り組む産地は、第1の1(1)アの取組を必ず実施するものとし、また、第1の1(1)イ(ウ)、(ケ)、(コ)又は(サ)のいずれか又はこれらのうち複数の取組を選択して実施するものとする。

(3) 成果目標は、選択した取組の事業内容に応じて、第1の5(1)イの表の事業内容ごとの類別欄に定める番号の達成すべき成果目標の中から2つ選択するものとし、1、3、11及び12は除くものとする。

6 葉たばこ品質向上支援に係る留意事項

第1の1(1)イ(シ)の葉たばこ品質向上支援の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の対象となる者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする者は、事業実施年度において日本たばこ産業株式会社との契約により葉たばこを生産する者（以下第４の６において「支援対象者」という。）であること。

イ 支援の対象となる取組

支援対象となる取組とは、事業実施年度において、支援対象者が葉たばこの品質向上に資する目的で、肥料、農薬薬剤及び生分解性マルチ等の諸材料（以下第４の６において「資材」という。）を新たに導入する取組とする。

また、本事業以外の国庫補助事業その他補助事業等により支援が行われる場合は支援対象としない。

ウ 補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象となる取組に要する資材で、事業実施年度における栽培管理において使用され、かつ納品書及び領収書等により購入額が確認されたものについて、補助率 $1/2$ 以内で支援するものとする。

（２）事業実施主体及び事業実施区域

ア 持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第３１７５号及び３畜産第１９９３号農産局長及び畜産局長通知）別表１に定める事業実施主体に加え、地域たばこ耕作組合（たばこ耕作組合法（昭和３３年法律第１３５号）第２条第１号で定める地区たばこ耕作組合をいう。）とする。

イ 事業実施区域は、原則として都道府県域の区域とする。

なお、事業実施主体の事業区域が都道府県域を超える場合には、その事業区域を事業実施区域として設定できることとする。

（３）事業実施の手続き

ア 生産者支援実施計画一覧表

（ア）事業実施主体は、別記様式８号により生産者支援実施計画一覧表を作成し、別記様式１号とともに地方農政局長に提出するものとする。

（イ）事業実施主体は、（ア）の生産者支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の支援対象者から、別記様式８号－１の葉たばこ品質向上支援生産者別実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

（ウ）（ア）及び（イ）の規定は、生産者支援実施計画一覧表及び葉たばこ品質向上支援生産者別実施計画書を変更する場合にこれを準用する。

イ 実施確認のための関係書類の作成

（ア）事業実施主体は、支援対象者から提出されたア（イ）の葉たばこ品質向上支援生産者別実施計画書の内容の審査において、要件を満たすことを確認（以下第４の６において「事前確認」という。）するため、次のとおり、生産者から事前確認資料を提出させるものとする。

a 事業実施年度の栽培管理に用いる資材であることが確認できる資料（資材の注文書の写しなど）

b 支援対象となる取組が初めての取組であることが確認できる資料（資材購入先の確認書類など）

- (イ) 事業実施主体は、支援対象者が品質向上に資する栽培管理を行っていることを確認（以下第４の６において「事後確認」という。）するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画及び確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

- (ア) 事業実施主体は、支援対象者に対し、（４）ア（カ）の通知を受けた支援対象者の事業実績報告書兼補助金交付請求書（以下「報告・請求書」という。）を提出させるものとする。

- (イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、支援対象者に対し、補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

（４）事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (ア) 事業実施主体は、（３）イ（ア）により作成した事前確認資料により確認を行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

- (イ) 事業実施主体は、事後確認として、支援対象となる取組が実施されていることを現地確認又は資料（資材の納品書及び栽培管理日誌の写しなど）により確認するものとする。

- (ウ) 事業実施主体は事後確認に当たり、必要に応じ支援対象者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

- (エ) 事業実施主体は、現地における確認を円滑に実施するため、必要に応じ関係機関に対し協力を依頼するものとする。

（オ）確認業務の委託

事業実施主体は、（ア）及び（イ）に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる支援対象者になっていないこと。

（カ）実施確認結果の通知

事業実施主体は、事後確認を行った場合は、支援対象者に対し、確認結果を通知するものとする。

イ 補助金の返還

事業実施主体は、支援対象となる取組について過大な申請がされていることが明らかになった場合には、支援対象者に対し補助金の返還を命じるものとする。

7 推進指導

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）及びリース利用者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

8 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとし、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- （１）本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

9 収益納付

- （１）事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間、報告に係る年度の翌年度の６月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- （２）地方農政局長は、（１）の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗

じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

(3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

10 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

補助対象経費

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち、全国的な支援体制の整備事業及び地域の生産体制強化・需要創出事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）。以下「経理課長通知」という。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 17 日法律第 29 号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、経理課長通知に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は

			認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、経理課長通知に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	

		・新品种・新技術のモデル導入に係る資機材費	
	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ ＵＳＢメモリ 等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	認証取得推進費	・ ＧＡＰ認証の取得支援（認証審査、環境整備、研修指導）等に要する経費 ・ 有機ＪＡＳ認証の取得支援（認証検査）等に要する経費	
	情報発信費	・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。	・ 特定の個人若しくは法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修受講費	・ 事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・ 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実施出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
	改植等支援費	・ 改植等（移動改植を含む。）、新植、栽培方法の転換等の実施に必要な経費	
	燃料費	・ 現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。	
	光熱水費	・ 事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費	・ 基本料は除く。
	システムの導入・改良費	・ 申請・交付手続及び入札取引の実施に係るシステム整備に必要な経費。	
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・ 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地	・ 改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の

		方公共団体が支払う通勤に係る費用	2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ、新品種の導入実証の取組において、未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	・運営拠出金に課される消費税に係る経費は、戦略作物生産拡大支援事業のうち大豆価格形成安定化事業に要するものに限る。

（注 1）上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

（注 2）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。